

南丹市行政視察の受入に伴う料金徴収等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南丹市議会を通じて南丹市及び南丹市議会が、他の自治体の議会議員等による行政視察（以下「行政視察」という。）を受け入れ、市等の保有する行政情報を提供する場合の料金徴収の取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

(行政視察受入日時)

第2条 行政視察に対応する日時は、原則として開庁日の間で、現地への移動時間を除き、概ね90分以内とする。ただし、双方の都合により当該指定の日に対応することが困難であることが明らかな場合、その他やむを得ない事情により、当該指定の日時以外に対応することが必要と認められる場合は、その限りでない。

(行政視察の申込み)

第3条 行政視察を希望する者は、行政視察申込書（様式第1号）を、希望する日の概ね1か月前までに議会事務局まで提出しなければならない。

(行政視察受入れの決定)

第4条 議会事務局は、前条に定める申込みを受けたときは、視察内容の所管課等と受入れの可否について協議し、その結果を視察者に連絡し、必要な書面の受取りを行う。

(料金の徴収)

第5条 前条の受入れの決定の連絡を受けた者は、視察料金として、1件につき10,000円を視察日に納入通知書により納付するものとする。ただし、視察の過程において施設入館料、施設使用料、外部講師委託料等の実費が発生する場合は視察をする者の負担とする。また、講師の所属する企業、団体等で、別に同様の資料代を含む料金が発生する場合は、個別に調整する。

2 前項の規定により徴収した費用は、返還しない。

(費用徴収の免除)

第6条 次に掲げる者で構成される団体等が行政視察をする場合は、前条に規定する料金を免除することができる。

- (1) 京都府内の議会議員及び市町村職員等（一部事務組合を含む。）
- (2) その他特に免除が必要と認められる団体等

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。